

平成 29 年 9 月 25 日

各 施 設 長 様  
各 管 理 者 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課長

腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の啓発の徹底について

本年 8 月の腸管出血性大腸菌 0157 の患者数は、例年より多くなっております。

また、前橋市において、同市が 8 月 30 日に公表した関東地方を中心に発生している同一遺伝子型の腸管出血性大腸菌 0157 の食中毒事案に関連して、新たに確認された 2 人の患者のうち、1 人が死亡した旨の報道発表がありました。

それらを受けて、厚生労働省健康局結核感染症課及び厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課より別添 1～3 の通知がありましたのでお知らせします。

腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足の場合等に発生しております。

以上を踏まえ、貴施設におきましても『大量調理施設衛生管理マニュアル』の改正について(平成 29 年 6 月 16 日付け)や厚生労働省 HP (腸管出血性大腸菌について、予防のための対策など)等を参考に、感染予防対策、食中毒予防対策の徹底をお願いします。

(参考)

・厚生労働省 HP (腸管出血性大腸菌について、予防のための対策など)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html)

担当：介護保険課 指導係  
TEL052-972-4628 小野